

平成12年度「介護等体験」の概要と課題

野 老 慎二郎
木 村 卓

Report on the Nursing Care Course at Chiba Keiai Junior College in 2000

Shinjiro TOKORO
Takasi KIMURA

介護等体験がはじまってから本年度で3年目となる。

特殊教育諸学校での実習は、今年度も県立四街道養護学校にお世話になった。3月までかかった昨年度に比べ、12月までに終了する早目の日程は良かったと思われる。

社会福祉施設での実習では、申請書類に記入する日程を希望する日程でなく、不都合な日程を記入するなど何点かの制度的改正があり多少の戸惑いがあった。

1. はじめに

小・中学校の教諭の普通免許状を取得しようとする者は、通称「介護等体験特例法」（「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」）により、平成10年4月の入学者から7日を下らない範囲内において盲学校、聾学校若しくは養護学校又は社会福祉施設その他の施設で障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行った者に限ることとなった。

本学ではこの介護等体験は、2年次に小学校あるいは幼稚園での教育実習が実施されてきていることもあるって、1年次に実施することとし、本年度で3年目となった。

当初は、戸惑いや試行錯誤が多少あったが、2年間の経験を経て、ようやく軌道に乗ってきたといえる。

ただ、今年度、社会福祉施設における介護等体験の分野で、従来とはかなり違った面がでてきて困惑させられたが、平成12年11月半ばの現在までの段階では、比較的順調に実施されできている。

現時点では、介護等体験終了者は、およそ60%を越えた程度ではあるが、現在までの段階での今年度における実施経過の概要を報告することしたい。

2. 盲・聾・養護学校における介護等体験

盲・聾・養護学校における2日間の介護等体験は、実施の初年度より千葉県教育委員会から県立四街道養護学校に割りふられて以来、今年度に至っている。

従って、それまでの経験から実習スケジュールなどは、ほぼ確立されたといってよく、四街道養護学校の実態に合わせた養護学校独自の介護等体験実習実施要綱が作り上げられており、それによって実施されている。

ただ、昨年度は、四街道養護学校からの要望で、年あけの3学期にかなり実習日が組み込まれた日程となっていたが、実施終了後の反省から四街道養護学校側としても自校の教育活動に問題が多く、本学としても入試や成績処理などにおいて支障があることなどから、今年度は12月一杯で実習は終了するような日程を組み実施した。

現在までのところ比較的支障なく消化できていることもあり、この点は、良かったのではないかと思っている。

表1 県立四街道養護学校における介護等体験実習日程（当初計画）

回数	期日	参加クラス	人数
1	6月21日(水)・22日(木)	1年D組(2年生2名を含む)	13名
2	7月5日(水)・6日(木)	1年D組、1年C組	12名
3	7月12日(水)・13日(木)	1年C組	12名
4	9月6日(水)・7日(木)	1年C組	12名
5	9月13日(水)・14日(木)	1年C組	12名
6	10月18日(水)・19日(木)	1年C組、1年B組	12名
7	10月25日(水)・26日(木)	1年B組	12名
8	11月4日(土)・5日(日)	1年B組	12名
9	12月6日(水)・7日(木)	1年D組、1年B組	18名
合計			115名

[註]

- (1) この当初計画は、四街道養護学校での学校行事の関係から一部変更となった。10月25、26日分が取りやめになり、一部ふり分け直されて、11月4、5日が30名に、12月6、7日には12名の実習をなった。
- (2) 参加者合計数は、途中で進路変更から1名が取りやめ114名となった。

平成12年度「介護等体験」の概要と課題

3. 社会福祉施設における介護等体験

月曜日から金曜日までの連続5日間を原則とする社会福祉施設での介護等体験は、県社会福祉協議会が窓口となり、「社会福祉施設等受入調整事業実施要綱」に基づいて、今年度も実施されている。

今年度は、昨年度までと比べ、大きな変化が幾つかあったことに当初気づかず、〆切期日が切迫している状況の中で、事務手続きを行うこととなつたため、多少混乱があつたが、現在のところ比較的順調に実習は進行している。

(1) 介護等体験申込み等事務手続き

- ① 4月13日（木） 介護等体験申込書等の書類を配布し、申込み手続きに関する全体説明会を実施した。
- ② 4月20日（木） 申込書記入についての説明、確認を行つた。
- ③ 4月27日（木） 申込み書類を県社会福祉協議会へ提出した。
- ④ 6月上旬 6月6日付けで県社会福祉協議会事務局より「介護等体験受入決定通知書」が本学にとどけられた。その後、教務課より申込みを行つてゐた学生一人ひとりに配布された。

なお、本年度、申込み等を中心に変更された事項は、次の通りである。

ア. 「介護等体験申込書」の記入に当たつて、実習「時期」については、従来、「体験希望の週のコード」番号を記入することとなつてゐたが、各自の「体験不可能」な時期のそれを記入することとなつたこと。

イ. 実習実施前に「学校または学生から各社会福祉施設等へ問い合わせをし、1か月～2週間前までに打ち合わせを行うこと」となつてゐたものが、「大学等の担当者から」社会福祉施設へ問い合わせすることとなつた。

そのため、学生の介護等体験をわり当てられた全社会福祉施設に対し、文書をもつて問い合わせに必要な事項を連絡して、記入、返送してもらい、学生には関係施設ごとに報告されてきた内容をコピーして手渡し、それによつて打ち合わせをすることとした。

ウ. 今年度から、体験予定日、学科、学年、氏名、本籍地、生年月日、性別の他、介護等体験をするにあたつての自己目標、施設に対する希望等を記入し、タテ4cm×ヨコ3cmの写真を添付した「介護等体験申込学生プロフィール」をそれぞれの社会福祉施設に提出することになった。

(2) 介護等体験実施施設の種別等について

① 実習施設の種別

千葉県内の社会福祉施設で介護等体験を実施した予定者101名の実習施設の種別は、次の表2に示す通りである。

表2 介護等体験実習施設種別一覧

施設種別	実習学生数
特別養護老人ホーム	31名
老人保健施設	20名
精神薄弱者更生施設	17名
精神薄弱通園施設	11名
身体障害者授産施設	4名
老人デイサービス	4名
救護施設	4名
その他	10名
合計	101名

そのうち、本学学生を受け入れてくれた施設は、総数54施設。種類別の受け入れ施設の状況は表3の通りである。

表3 実習生受け入れの種別施設数

施設種別	受け入れ施設数
特別養護老人ホーム	14
老人保健施設	9
精神薄弱者更生施設	12
精神薄弱通園施設	1
身体障害者授産施設	3
老人デイサービス	2
救護施設	3
その他	10
合計	54

1施設あたりの本学学生受け入れ数の平均は、1.86名であった。

また、1施設での本学学生の受け入れ数の最も多かった施設は、八街市の精薄弱通園明朗塾の11名で、2番目に多かったのは、松尾町の老人保健施設松尾リハビリ苑の7名であった。

平成12年度「介護等体験」の概要と課題

②実習施設の所在市町村について

介護等体験実施の施設所在市町村は、28市町および、県内各地で実施されたこととなる。

表4 実習施設の所在市町村

施設所在市町村	施設数
千葉市	14
旭市	4
市原市	4
富津市	2
佐倉市	2
八街市	2
成田市	2
茂原市	2
松尾町	2
小見川町	2
その他	18
合計	54

なお、その他の市町村は、総て1施設であり、県内広範囲の地域にわたってお世話になっている。

(3)社会福祉施設での実習の期日

社会福祉施設での体験実習の期日は、今年度から希望する週を申し出していた従来の方式に変えて、実習不可能な週を記入することとなったため、いつ実習が行えるか県社会福祉協議会から連絡があるまでわからず、前もって計画をたてていた県立四街道養護学校での実習日程とのダブリがないか、かなり気をもんだが、結果的には1名のみのダブりですんだのではほつとした。

実習期日とその期間に参加する学生数との関係は次の表5の通りである。

表5 実習期間と参加学生数

実習期日	参加学生数
6月26日～9月1日	57名
10月2日～12月22日	34名
1月8日～1月12日	10名
合 計	101名

(4) 千葉県以外の都道府県での実施者

今年度、千葉県以外の都道府県で社会福祉施設での介護等体験を実施したのは13名であった。

その概況は、次の通りである。

(1) 実習施設所在の都道府県について

茨城県（6名）、東京都（2名）、長野県（2名）、群馬県（2名）、秋田県（1名）

(2) 実施期間について

表6 県外における実習期間と参加学生数

実習期日	参加学生数
8月7日～9月1日	6名
9月11日～12月29日	7名
合 計	13名

4. 学生に対する事前・事後指導

(1) 事前指導

今年度も昨年度に引き続き、原則として、木曜日の第5時限を「ボランティア活動」の時間として、介護等体験の申し込みや事務連絡などを行うほか、県立四街道養護学校や社会福祉施設の概況、そこでの実習の心得などを中心とした事前指導を行った。

その内容は、次の表7の通りである。

平成12年度「介護等体験」の概要と課題

表7 事前指導の期日と内容

期日	内 容	教 室	備 考
4月13日(木)	・介護実習概論 介護等体験申込について	205	全員
4月20日(木)	・社会福祉施設実習申込書類の完成 四街道養護学校の介護実習について	205	全員
5月11日(木)	・四街道養護学校における介護実習について	205	全員
5月18日(木)	・社会福祉施設における介護実習について 社会福祉施設、昨年度の実習状況等	205	全員
6月1日(木)	・班長・四街道養護学校の先生方との打合せ会 ・社会福祉施設関係について	養護学校 205	班長 班長以外の全員
6月8日(木)	・県内の社会福祉施設について ・実習施設決定及び諸注意	205	全員
6月15日(木)	・四街道養護学校介護実習の事前指導	205	全員
6月22日(木)	・社会福祉施設実習グループ別打合せ会	206 その他	全員
7月6日(木)	・社会福祉施設介護実習の事前指導 ・社会福祉施設の種別説明	205	全員
7月15日(木)	・社会福祉施設介護実習特別指導 (しもふさ学園)	205	全員
9月21日(木)	・後期の授業計画について	205	全員
10月5日(木)	・社会福祉施設介護等体験事前指導	205	施設実習未済者のみ
10月12日(木)	・四街道養護学校介護等体験実習事前指導	205	養護学校実習未済者のみ
11月2日(木)	・前期 社会福祉施設介護等体験実習反省会	205	6月～8月修了者のみ
11月16日(木)	・四街道養護学校介護等体験実習反省会	205	6月～11月修了者のみ
12月7日(木)	・挨拶状・報告書等の書き方	205	全員
12月14日(木)	・後期 社会福祉施設介護等体験実習反省会 ・社会福祉施設実習未実施者事前指導	205 206	10月～12月修了者 実習未実施者
1月18日(木)	・「ボランティア活動」総括	205	全員

(2) 事後指導

① 学習日誌の作成

実習ノートを各自用意させ、そこに事前指導の記録や実習日誌を記入するように指導した。実習終了後、提出することとしている。

② 感想文の作成

実習終了後、2週間以内に原稿用紙3枚程度に感想文をまとめさせ、提出するように指導した。

その他、実習時期が異なるので2回ほどに分け、県立四街道養護学校、社会福祉施設ごとに反省会をもち、アンケートも行って次年度へ向けての参考資料にしようとしている。

5. 今後の検討課題

(1) 実習日程について

① 県立四街道養護学校での実習

平成10年度のスタート当初から四街道養護学校にお世話になり、本年度まで引き続いている。その点から、恐らく来年度も四街道養護学校になるものと予想される。

昨年度は、当初、養護学校側の要望もあって、日程は3学期にあたる1月から3月初めまでの期間に全体の半数を越える実習日が組まれていた。ただ、実際に実施してみた結果として養護学校にとっても、又、本学にとっても年度末の多忙な時期で、他の行事等とも重なり不都合な面が多かったので、その反省から今年度は、12月までに実習を終了する日程を組んだ。

来年度も出来るだけ、その方向で日程を組むのがよいのではないかと考えている。また、一度に実施する人数も、初年度、昨年度の13、14人の班中心に対し、今年度は平均約12名で組めたので、実習希望者の数と養護学校側の受け入れ態勢にもよるが、今までの流れから12、13名で実施できるのではないかと考えている。

② 社会福祉施設での実習

前述の如く今年度は、申し込みの際、希望の期間を記入するのではなく、都合の悪い期間を記入するように変更になったため、6月19日から2月23日までの間のどこかの時期に配当されることとなった。そのため、県立四街道養護学校での実習日程と重複した者は、1名のみに避けられたのはよかったです、一方で、学生一人ひとりにとってはどこの期間に割りふられるかは不明であるという点で、問題を残すことともなった。

(2) 社会福祉施設への申込み手続き等について

上述のように、実習期間の申し込みが希望期間ではなくなり、都合の悪い期間を記入するようになったこと。実施前の実習施設との打合せに関する問い合わせは、学生本人か大学等

平成12年度「介護等体験」の概要と課題

の担当者が行うことになっていた当初のものから、大学担当者から施設へ問い合わせてから行くことになったこと。学生は規定の内容のプロフィールを記入して提出することになったことなど昨年までの申込み方法とは異なる点があったことなどから、来年度の実施要項には、前年度と相違があるかも知れないという前提に立って早めに熟読し、十分準備しておく必要があると思われた。

(3) 事前及び事後指導について

① 事前指導

本年度は、昨年度実施した本学における介護等体験の実施記録である「平成11年度 介護実習実施報告」を基本テキストとし、指導日程に合わせ、他に必要な資料をも配布し、事前指導に当った。

また、ビデオを使用して社会福祉施設の実状の一端を紹介したり、実際にそこで仕事にあたっておられる人に実態を話していただいたりもした。

ただ、今年度は、昨年度実施した車椅子の扱いや老人体験などは都合により実施しなかった。

学生の中にはもう少し実習に必要な実際的な指導を要望するものもあったが、これには時間と経費のほか、指導に当たれる本格的なスタッフが必要であり、福祉関係の大学等の学生が講義、指導を受けた後、それを施設で実際に試みる実習とは異なる実習であることを了知しておく必要があると思われる。事前にかなりの知識と実技を身につけられれば、勿論それにこしたことはないのであろうが、介護体験法における「介護等体験」では、その必要がどの程度までかという問題は、十分検討の余地があるよう思われる。

② 事後指導

学生の感想文やアンケートなどから介護等体験を通して、今まで知らなかった多くのことを学び、身障者や老人などに対する考え方を大きく変えさせられ、人間的にも成長していく様子をうかがい知ることができる。

四街道養護学校の2日間、社会福祉施設の5日間の実習はむしろ短かくもっと長く体験したいという意見がかなりあって、単に免許状取得のための通過点ということだけでなく今後の学生各自の生き方に大きくプラスに作用していく機会になったと考えられる。

これらの考え方を何らかの機会を通してお互いに交換し合い、より意義ある次元まで高めていければより効果をあげえたことになるのではないかと考えられる。

③ 実習施設への訪問

本年度も県立四街道養護学校へは何度か訪問し、事前打合せの班長会議をはじめ、介護等体験の実習状況を見学させて頂くという機会ももったが、社会福祉施設に関しては、県下各地に分散した多くの施設で実習をお願いしている関係もあって、実際には訪問することはで

きなかった。

しかし、学生の介護等体験の実態を知るためや施設の方々の意識実態を把握しておくためにも機会が作れれば、訪問をしていくことは必要であろうと思われる。

今後、関係機関とも意見を交換しつつ、具体的方法については検討していきたいと考えている。

(4) その他

① 実習にかかる経費とその徴収

本年度も社会福祉施設の体験実習にかかる経費7500円の徴収は、教務課窓口において行った。

今後は、事前指導の内容の変化等により場合によっては社会福祉施設等関係経費、事前指導講師謝礼、学習資料代及び保険料等を一括して年度始めに徴収することなどを考えてみる必要があるかも知れない。

なお、本年度、学生が介護等体験学習でかかった経費は、上記の社会福祉施設に支払う経費7500円以外は、提出を要請してきた福祉施設への検便の検査代（検査機関の関係から200円から13,000円までかなりの経費の差があった）などにかかったもののほかは、交通費、昼食費等で他はかからなかったという学生が多かった。

② 実習参加者の意識

今年度は、現在までのところ実習先でのトラブルはほとんど報告されておらず、順調にすんでいるといえる。

前述のように実習を行ったことで視野が広がり、人間的な成長がはかられたとの学生自身からの感想のほか、四街道養護学校では、校外ではあるが校門近くに吸殻が見うけられたとか、説明などの際、私語が多いなどの注意もいただいている。普段の本学での生活態度などから判断して、実習先でのあり方が心配されるので、一層の事前指導が要求されるものと思われる。

6. おわりに

3年目を迎えた今年度の介護等体験は、比較的順調にすすめられつつあるといえるのではないかと思われるが、さらにより効果的にすすめていくためには、今までの動きを十分反省し、それに工夫改善を加えてより充実した「ボランティア活動」としていくことが大切だと思う。

四街道養護学校や社会福祉施設等の関係の方々に感謝しつつ、よりよいものにするための指導体制を作りあげて参りたい。